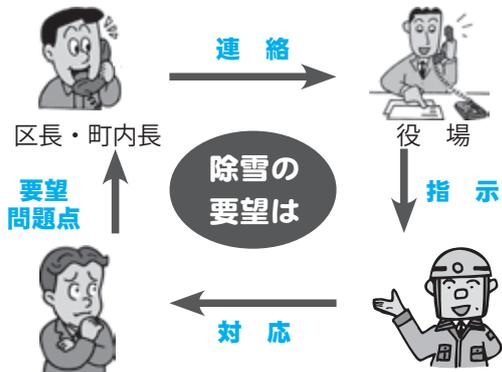


雪が困難な家庭に配慮いただき、近所の方による除雪作業などにご協力くださいますようお願いいたします。

要望への対応について

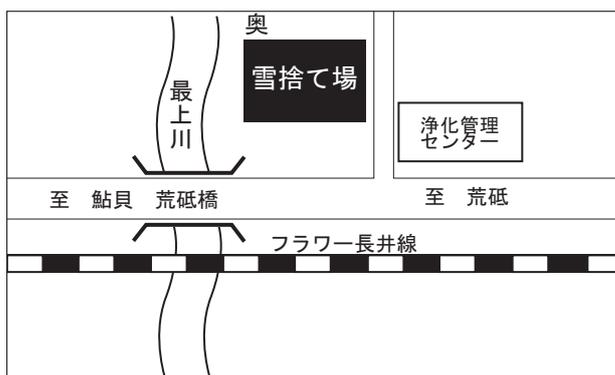
除雪について、地域的な要望・問題点は個人毎ではなく、必ず区長さん・町内長さんが代表して建設水道課に連絡してください。



雪捨て場のご案内

町では、最上川（荒砥橋下流）の河川敷を雪捨て場に指定しています。毎年、雪と一緒に多くのゴミが捨てられています。

るため、雪以外のものは絶対に捨てないでください。なお、雪を捨てる際は、奥から順に捨ててください。



▼利用期間

平成26年12月1日
～平成27年3月31日

▼利用時間

午前8時～午後5時

■問い合わせ

建設水道課土木係
☎85-6142

水道事業からのお知らせ

●積雪のためメーター検針を休みます（1月～4月）

1月から4月までは、12月検針（11月の使用水量）の水量で料金を請求させていただきます。5月の検針で精算させていただきます。冬期間の水量が11月の使用水量と大幅に変動することが予想される場合は、建設水道課にご連絡ください。

●冬期間の管理

気温がマイナス4度以下になると、防寒対策が十分に行われていない水道管は凍結したり、破裂したりします。毎年、この凍結事故が後を絶ちません。凍結により水道管が破裂すると、修理代はもとより、水道料金も高額となる場合がございますので、次のことに注意してください。

水道管の凍結を防ぐには、就寝前に「不凍水抜栓」を完全に閉め切り、蛇口を開いて水抜きしましょう。半閉めの状態では、水が漏れ続ける場合がありますので、完全に閉

めることが肝要です。翌朝使用する場合は、完全に開けてください。

●使用しない施設などの閉栓手続き

漏水の発見が遅れ、水道料金が高額とならないよう、冬期間使用しない施設などの閉栓手続きを行います。閉栓、開栓の手数料は、それぞれ1000円です。

●水道管の破裂

水道管が破裂した場合は、メーターボックス内のバルブを閉め、直ちに水を止めて町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。ただし、修理代は自己負担となります。

●漏水の確認

家中の蛇口を全部閉め、トイレなどの水タンクも確認してから、メーターを確認してください。銀色のパイロットマークまたは1リットル針が動いている場合は、どこかで漏水している可能性がありますので、町指定給水装置工事業者に連絡し、修理を依頼してください。



※冬期間もメーターを時々確認して、漏水の疑いがないかを調べましょう。

■問い合わせ

建設水道課水道係
☎85-6137

